

第16回 倫理委員会 有識者懇談会 議事要旨 (2025年9月5日)

I 日時：

2025年9月5日(金) 14:00~15:35

II 場所：

日本公認会計士協会 地下1階ホール1 / オンライン会議

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

弥永真生(議長代行)、青克美、魚住康博、遠藤元一、片山一夫、後藤敏文、佐藤淑子、反町泰貴(オブザーバー)

○ 日本公認会計士協会(説明者)

南成人(会長)、藤本貴子(副会長)、和久友子(常務理事)、太田稔(常務理事)、武藤智帆(委員長)、小林尚明(副委員長)、小林大志(副委員長)

IV 議事要旨：

1. サステナビリティに関する倫理規則改正について

2025年1月に公表されたサステナビリティ報告・保証業務に関するIESBA倫理規程改訂を受けた倫理規則改正案について、前回の有識者懇談会での議論を踏まえ、委員長から個別論点に関する説明がなされた。

【主なご意見】

- サステナビリティに関する倫理規則は、原則主義に基づく規定であることを維持するとともに、会員が遵守すべき必要最小限のボトムラインとして定めながら、実際に生じた課題に対応して更新する方針を採用することが望ましい。

(ご意見への回答)

- 上記の観点を考慮しながら倫理規則や実務ガイダンスの起草を進めさせていただきたい。
- ガバナンスに責任を有する者(Those charged with governance: TCWG)の定義について、概念を明確にしないと、どの範囲までがコミュニケーションの対象となるのかが明らかにならない。企業と会計士が対話して適切な相手を決めるルールが必要ではないか。

- サステナビリティ委員会の位置付けは、報告先が取締役会なのか経営のトップなのかにより異なるのではないか。また、実際の責任は委員会の責任者というよりも報告先の会議体にあると考える。
- TCWG に含まれる主体が現時点では不明確だが、経済界や日本監査役協会等と協議を行い、一定の想定を置くことが建設的であると考えます。
- TCWG は、倫理規則パート1から4では「監査役等」、パート5では「ガバナンスに責任を有する者」という表現を用いているが、日本監査役協会と調整した上でガイダンス等を作成いただくと、実務において混乱が生じないと考える。

(ご意見への回答)

- 制度や実務を見据え、TCWG として適切な主体が分かるように起草を検討したい。
- 法改正のタイミングによっては、来年の定期総会までに倫理規則の改正が間に合わない可能性がある。実務が先行する懸念があるが、柔軟なスケジュール対応は可能か。また、社会的影響度の高い事業体（PIE）の時のように、国際的な基準と比べて日本だけが不利な取扱いとならないよう留意してほしい。さらに、サステナビリティ情報の作成者である企業が想定外の事態とならないよう、報酬依存度の5年辞任ルール「やむを得ない事情」の定義も明確にして周知いただきたい。

(ご意見への回答)

- 法改正のタイミングは不明だが、法案が提示された段階で、ある程度の改正内容は織り込みながら、実務に影響を与えない形で進めたい。また、日本だけが不利な取扱いとならないように国際的な基準に合わせる観点で進めている。
- 倫理規則パート5のセクション5400以降のサステナビリティ保証業務の独立性に関する規定を適用するための規準において「投資家その他の利用者による意思決定を支援する目的で開示される。」と記載されているが、「その他の利用者による意思決定支援」のイメージが判然としない。投資家以外にどのような者が含まれるのかを明確にしてほしい。また、有価証券報告書以外の媒体で開示する場合は対象外になるのか。予測可能性を担保するためにも、その範囲を具体化してほしい。

(ご意見への回答)

- 今後議論を行い、ガイダンス等で補足させていただきたい。
- 適用対象は会員を想定しているとのことだが、会員の定義は狭く、監査法人グループ内の保証業務提供会社が含まれない可能性がある。エンフォースメントの対象範囲も不明確なので、体系的に検討してほしい。

(ご意見への回答)

- いただいたご意見を踏まえて検討させていただきたい。
- 用語集における「社員等 JP」の定義が狭く、グループ会社の重要な従業員及び役員が含まれない。監査法人以外についても同列に扱うべきではないか。

(ご意見への回答)

- 「会計事務所等」及び「社員等 JP」の定義及び適用対象が整合するように、検討を進めたい。
- 財務情報は、財務諸表とサステナビリティ情報の二つで構成されているという前提であれば、違法行為があった場合に財務諸表監査では当局への報告に関する規定がある一方で、サステナビリティ保証業務では報告に関する規定を設けない理由があるかは疑問である。非財務情報に関して、違法行為の報告に関する規定を欠番にすべきではない。財務情報でも活用例は少ないが、金融商品取引法第 193 条の 3 の規定の趣旨を活かすべきである。会計士が違法行為を積極的に報告することが、会計プロフェッションとしての責務だと考える。

(ご意見への回答)

- 違法行為の報告については両論あると思われるため、引き続き検討させていただきたい。

2. 外部の専門家の作業の利用に関する倫理規則改正について

2025 年 1 月に公表された外部の専門家の作業の利用に関する IESBA 倫理規程改訂を受けた倫理規則改正案について、前回の有識者懇談会での議論を踏まえ、委員長から個別論点に関する説明がなされた。

【主なご意見】

- 「Competence」、「Capability」及び「Objectivity」の訳を、監査基準報告書 620 「専門家の業務の利用」の用語と揃えて、「適性」、「能力」及び「客観性」とすることに異論はない。実務ガイダンスで用語の解説を行う際は、ニュアンスの伝え方が難しいが、会員に分かりやすい形で作成いただきたい。
- 「Competence」は適性を超えた能力的な要素を含み、「Capability」は相対的であるため、実務ガイダンスでは用語の持つ意味を示した方がよい。
- 非財務情報は予見可能性が低いという観点からも、「Competence」、「Capability」及び「Objectivity」を備えた専門家の存在が重要なため、用語はガイダンスで丁寧に説明いただきたい。
- 実務に影響するため、環境整備や関係者間の共通認識の形成、周知をお願いしたい。

(ご意見への回答)

- 各用語のニュアンスをどのように出していくかは倫理規則の根幹になるため、ご意見を踏まえ、検討させていただきたい。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上